

留守家庭児童教室 臨時指導員を募集

市は、日中に働いているなど保護者が家庭にいない小学1～4年生に対し、留守家庭児童教室を放課後に開設しています。そこで児童の生活指導をしていただく臨時指導員を募集します。



- ◆**応募資格**／①教育職員免許または保育士資格を有する人
②児童の保育について知識・経験がある人（資格の有無は問いません）
- ◆**雇用期間**／雇用の日～平成29年9月30日 ※以降6か月ごとに契約期間を更新
- ◆**勤務時間**／午後1時30分～7時のうち4時間（夏休みなど

は午前7時30分～午後7時のうち8時間）

- ◆**募集人員**／5人程度
- ◆**選考方法**／書類審査と面接
- ◆**時給**／①970円 ②830円
- ◆**応募方法**／履歴書（児童の育成指導経歴も記載）と資格証の写しを社会教育スポーツ課（〒503-0888 丸の内2-55 北庁舎3階、☎47-8063）へ

募集

観光ボランティアガイド

- ***対象**／健康で歴史が好きな70歳までの人
- ***活動内容**／観光客に市内の史跡や観光名所などを案内する
- ***年会費**／2,000円
- ***備考**／入会后3か月はテキストと現地で研修します
- ***申込**／ふるさと大垣案内の会（大垣観光協会内、☎77-1535）へ

研修の開催企業「企業内家庭教育学級」

市は、働く皆さんの「仕事」と「家庭」の両立を応援するため、職場で家庭教育学級を実施する企業を募集します。



子育てや家庭教育

男女共同参画推進連絡協議会の会員

市は、「男女共同参画社会」の実現のために活動していただける人を募集します。

- ***対象**／男女共同参画やまちづくりに関心がある市民団体・個人・事業者など
- ***活動内容**／男女共同参画フォーラムの企画・運営など
- ***申込**／男女共同参画推進室で配布の申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し同室へ ※団体の場合は規約とあれば会報を添付
- ***問合せ**／同室（☎47-8549）へ

の充実について、テーマに応じた講師を派遣します。

- ***研修内容(例)**／子どもを守るために、大人が知っておきたいこと（情報モラル）、仕事と子育ての両立など
- ***申込**／社会教育スポーツ課（☎47-8039）へ ※市HPからも申込可

第8代

水の都おおがき

親善大使を募集!!

- ***応募資格**／県内在住・在勤・在学の18歳以上で、活動に対して勤務先・学校・家族などの同意が得られる男女
※未婚・既婚は不問。高校生やプロのモデル、他のキャンペーンスタッフなどと任期が重複する人は除く
- ***活動内容**／観光キャンペーンや他都市との交流事業などに参加し大垣市の魅力をPRする
- ***任期**／8月5日～平成31年水都まつり（2年間）
- ***募集人員**／3人（選考）
- ***応募方法**／4月15日～5月26日（必着）に、大垣観光協会で配布の申込書（同協会HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、カラー写真を貼付のうえ、同協会（〒503-0923 船町2-26-1 奥の細道むすびの地記念館内）へ
- ***問合せ**／大垣観光協会（☎77-1535）へ



第7代 水の都おおがき親善大使

「西美濃日本舞踊の集い」の出演者

文化フェスティバル実行委員会は、7月9日にスイトピアセンター音楽堂で開く、文化フェスティバル「西美濃日本舞踊の集い」の出演者を募集します。

- ***対象**／西濃地域在住・在勤で、定期練習（5月18日～7月6日の毎週木曜日の午後6時30分～8時30分）と前日練習（7

- 月8日）に参加できる人
※日本舞踊の未経験者も可
- ***募集人数**／20人程度（抽選）
- ***申込**／5月8日（必着）までに、住所・氏名・年齢・電話番号を同実行委員会（〒503-0888 丸の内2-55 文化振興課内、FAX81-0715、e-mail:bunkasinkouka@city.ogaki.lg.jp）へ
- ***問合せ**／同実行委員会（☎47-8067）へ

介護相談員

市は、介護保険の利用者と事業者の橋渡しを行う介護相談員を募集します。

- ***対象**／市内在住で、月4～5回程度の相談や研修に参加できる65歳未満の人 ※介護サービス事業所などに所属している人は除く
- ***報酬**／1回3,000円
- ***募集人数**／若干人

- ***任期**／平成31年3月31日まで ※再任可
- ***応募方法**／5月2日（必着）までに、高齢介護課で配布の申込書（市HPからダウンロード可）に「介護保険」をテーマにした論文（800字程度、様式自由）を添えて、同課（〒503-8601 丸の内2-29）へ
- ***問合せ**／同課（☎47-7415）へ



浄化槽の設置に補助

着工の前に申請を

市は、水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。ただし、工事の着工前に申請が必要ですので、ご注意ください。詳しくは、環境衛生課（☎47-8574）へ。

- ◆**対象浄化槽**／50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
- ◆**対象地区**／大垣・墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区
- ◆**対象建物**／設置後の維持管理責任が明確な住宅・店舗・事務所など ※建売住宅は除く
- ◆**補助限度額**／右表のとおり ※現在、単独浄化槽を使用し

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

ており、同一敷地内に浄化槽を入れ替える場合は、撤去費分（上限9万円）を限度額に加算可（建替を除く）

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
【大垣地域】 大垣メンテナンス㈱（☎78-9086）
【上石津地域】 <牧田・一之瀬地区>養清興業㈱（☎32-0586） <多良・時地区>中央清掃㈱垂井営業所（☎22-0852）
【墨俣地域】 中央清掃㈱墨俣営業所（☎62-5266）
- ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
- ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を行ってください